

令和8年度 長岡市放課後児童クラブ入会案内

長岡市では、保護者の就労などで、子どもの見守りができない家庭の小学生を対象に、放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」）を開設しています。

児童クラブの利用を希望する場合は、本案内の内容をご確認いただき、入会の手続きをお願いします。

1 「放課後児童クラブ」について ······	P 1
(1) 児童クラブとは	
(2) 開設時間	
(3) 利用料	
(4) 開設時間延長	
(5) 休日	
(6) 支援内容	
(7) 運営主体	
(8) 児童クラブの登録と利用	
2 児童クラブの入会申請について ······	P 3
(1) 登録申込みの要件	
(2) 登録される期間	
(3) 登録の優先順位について	
3 児童クラブの登録手続きについて ······	P 4
(1) 受付期間	
(2) 受付場所	
(3) 提出書類	
(4) 手続きの流れ	
4 延長利用料金の請求・支払い方法について ······	P 7
5 登録内容の変更 ······	P 9
6 児童会館について ······	P 9
7 児童会館・児童クラブ一覧 ······	P 10
8 よくある質問 ······	P 12

〈お問い合わせ先〉

児童クラブ入会案内の記載内容に関するご質問は：長岡市教育委員会 子ども政策課

児童育成班 TEL 0258-39-2393

児童クラブの利用方法・運営に関するご質問は：お住まいの地域の児童クラブ（10,11 ページ参照）

児童クラブ運営受託業者 安全給食サービス 明日葉 共同企業体
代表者 (株)安全給食サービス TEL 0258-31-6900

1 「放課後児童クラブ」について

(1) 児童クラブとは

児童クラブは、放課後帰宅しても保護者の就労などで子どもの見守りができない家庭の小学生を対象とした「生活の場」です。

利用にあたっては、事前に登録が必要です。

開設場所は、各小学校区のコミュニティセンター内にある児童会館や地域の交流施設のほか、小学校の空き教室、図書室、音楽室などがあります。

(2) 開設時間

開設日	開設時間	開設時間延長
平 日	放課後～18:00	18:00～19:00
短縮授業日	学校放課時刻～18:00	18:00～19:00
土曜日 振替休業日 長期休業日	8:30～18:00	7:30～8:30 18:00～19:00

(3) 利用料

8:30～18:00	無 料
7:30～8:30 18:00～19:00	有 料 〔 30分未満 …100円 30分以上1時間…200円 〕

(4) 開設時間延長

児童クラブでは有料で開設時間延長を実施しています。実施時間及び利用料は上記の(2)(3)をご確認ください。朝の利用は児童クラブに入室した時間、夕方は児童クラブから退室した時間を基準とし、延長利用にかかった料金を計算しています。延長利用料金の請求・支払い方法については7ページをご覧ください。

時間延長の利用には登録が必要です。延長時間の利用がない限り、料金は発生しませんので、延長利用の予定がない方も入会申請の段階での登録をお願いします。

- (5) 休　日　日曜日、祝日、年末年始（12月28日～翌年1月4日）
※ただし、12月28日と1月4日は、利用希望者がいる場合は開設します。
※その他、施設点検や感染症の流行、自然災害等のために児童クラブがお休みとなる場合があります。発生の都度、お知らせしますので、ご理解とご協力を願いします。

- (6) 支援内容　保護者に代わって預かることとし、学習指導は行いませんが健全な遊びと正しい生活習慣が身に付くよう支援します。

- (7) 運営主体　安全給食サービス明日葉共同企業体（長岡市からの受託業者）

(8) 児童クラブの登録と利用

児童クラブを利用するためには事前の登録が必要です。
また、登録していても、保護者の状況により児童クラブを利用できない日もあります。下記の留意事項をご確認いただき、ご利用をお願いします。
利用要件に合わなくなったり（例：保護者が退職して家にいる等）には、退会の手続きが必要です。

【 児童クラブの利用に係る留意事項 】

- 保護者の仕事・求職活動・学校等が休みの日や、お子さんの下校前に仕事が終わる日などは、児童クラブの利用は原則ご遠慮いただいております。子どもたちにとって、ご家族とお家で過ごす時間も大切ですので、ご協力をお願いします。
- 児童クラブの開設時間をご確認いただき、必ず19:00までにお迎えをお願いします。
- 児童クラブでは、保護者用連絡アプリ「安心でんしょばと」を導入しています。毎月の利用予定の登録とその変更等にはアプリを利用してください。また、児童クラブからのお知らせもアプリを通じて送りますので、ご確認ください。
- 児童クラブの直前の欠席または利用を希望する場合には、必ず、児童クラブと学校に電話で連絡してください。連絡の無いお休みは、職員が大変心配します。安心安全な見守りのために、児童クラブへの欠席連絡は忘れずにお願いします。
- 事前連絡が無くお子さんが児童クラブをお休みした場合や、児童クラブでお子さんがケガや体調不良となった場合には、申請書に記載の緊急連絡先に連絡します。緊急連絡先に変更があった場合には、速やかに児童クラブにお申し出ください。
- 児童クラブからお子さんだけを帰宅させることはできません。必ず、保護者や18歳以上の同居家族などが迎えにお越しください。
- 土曜日や長期休業日等にお子さんを送る際は、必ず職員と顔を合わせ、お子さんを引き渡してください。玄関にお子さんだけを置いていくことが無いようにしてください。
- お子さんの様子を共有できるとありがたいです。時には時間に余裕をもっておいでください。

2 児童クラブの入会申請について

(1) 登録申込みの要件

児童クラブの登録申込みができるのは、原則以下の2つの要件を満たす方です。

- ① 長岡市内の小学校に在籍する児童、または長岡市に住所を有し新潟大学附属長岡小学校に在籍する児童で、集団生活を送れる児童
- ② 保護者および同居親族等(令和8年4月1日時点で18歳以上の同居親族等に限る)の全員が次のいずれかの事由に該当すること

- 就労のため、放課後等に家庭にいない、または在宅勤務で保育できない※勤務時間は、平日においては下校時間を超える時間であること。
ただし、長期休業日のみの登録の場合を除きます。
- 疾病または負傷の状態にあるか、障がいがあること
- 疾病または負傷の状態にあるか障がいのある親族等を常時介護していること
- 出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間前）に当たる日から、出産日後8週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という）であること
- 大学、専門学校、職業訓練校等へ通学中であること

(2) 登録される期間

児童クラブに登録される期間は、原則、登録開始日から各年度の3月31日までです。年度ごとに申請が必要ですので、ご注意ください。

(3) 登録の優先順位について

要件を満たすすべての方に児童クラブをご利用いただけますが、各施設の受け入れ可能人数を超えた場合は、原則として低学年を優先します。低学年のみで定員を大幅に上回る場合は、4年生以上については利用できない場合がありますので、ご了承ください。

3 児童クラブの登録手続きについて

(1) 受付期間

令和8年4月1日から利用を希望する場合は、以下の期間に申請してください。

令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）まで

※申請期間内の申し込みをお願いします。期間後に申請手続きを希望する場合は、各クラブへご相談ください（例：年度途中で育児休暇が明ける場合等）。

※令和8年度の途中から児童クラブを利用したい場合は、利用開始希望日の2週間前までを目途にお申し込みください。

(2) 受付場所

通学する小学校区内の児童クラブに書類を提出してください。

受付時間は以下のとおりです。

平日：午後2時30分から午後6時

土曜日：午前10時から12時、午後1時から午後5時30分

※受付時に、記載内容等の確認のためにお時間をいただきますので、時間に余裕をもってお越しください。

(3) 提出書類

入会申請に必要な書類は以下のとおりです。

〈1〉「児童クラブ入会 兼 時間延長利用申請書」

申請内容について、申込日現在の状況をもれなく記入してください。

〈2〉就労等を証明する書類

証明書類は、父母、同居家族（祖父母等）それぞれにつき1枚提出してください。

① 「就労証明書」

- ・派遣による雇用形態の方は、派遣元から証明を受けてください。
- ・自営業の方は、自署してください。
- ・訂正する場合は二重線を引いてください（修正テープの利用不可）。
- ・弟妹の保育園申込時に提出した就労証明書の写しでも可能です。

② 「その他の理由の申立書」

就労以外の理由で申請する方は、「その他の理由の申立書」にその状況を具体的に記入してお申込みください。

※兄弟・姉妹など2人以上の入会を希望する場合

- ・申請書は児童1人につき1枚提出してください。
- ・就労証明書等の添付書類は、2人目からは必要ありません。
- 添付書類は、低学年のお子さんの申請書と一緒に提出してください。

～ 児童クラブの登録に係る留意事項 ～

- 前年度から継続して利用する場合も、毎年度登録手続きが必要です。
- 利用登録できる児童クラブは児童 1 人につき 1 施設までです。
- 申請内容に虚偽が認められる場合や、延長利用料金の滞納が続く場合は、登録をお断りすることがあります。
- 児童クラブでの見守りの参考とするために、保育園・小学校・児童発達支援事業所等の関連機関と情報交換・情報共有をさせていただく場合があります。
- 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに利用変更届を提出してください（9ページ参照）。

〈新潟大学附属長岡小学校への入学を検討されている方〉

附属長岡小学校に合格した方で児童クラブの利用を希望する場合、附属長岡小学校児童クラブを利用いただくことになります。附属長岡小学校の合格発表は、児童クラブ入会申請受付期間後の 12 月です。そのため、児童クラブの利用を希望する方は、合否にかかわらず一度、地元の児童クラブに申請書類を提出してください。合格発表後、入会申請済みの児童クラブに連絡を入れていただき、入会申請書類を返却してもらってください。取り下げる入会申請書類は、そのまま附属小児童クラブの入会申請時に使用していただいて構いません。

附属長岡小学校児童クラブの新1年生の入会申請期間は、合格発表後2週間程度を予定しています。新2.3年生は令和7年11月4日（火）から令和7年11月28日（金）に申請を行ってください。

(4) 手続きの流れ

以下の日付は令和8年4月1日から児童クラブを利用する場合のものですが、年度途中の申請の場合も流れは基本的に同じです。

1. 児童クラブで申請書等の必要書類を受け取る（令和7年10月2日(木)～）

お申込みに必要な書類は、長岡市ホームページからもダウンロードできます。
※ホームページからダウンロードする場合は、A4用紙に両面印刷してください。

2. 通学する小学校区内の児童クラブに申し込む

（令和7年11月4日(火)～令和7年11月28日(金)）

受付時に、登録に関する要件等を確認させていただきます。

3. 登録決定（令和8年2月中旬頃～）

入会決定通知書を順次発送します。決定通知の発送前に、入会の可否について個別にお答えすることはできません。

4. 保護者説明会の開催

児童クラブで利用に向けた説明会を行います。決定通知の送付時に保護者説明会の案内を同封しますので、確認の上ご参加ください。皆さんにルールを守って気持ちよく利用していただくための会です。ぜひ出席をお願いします。

説明会の際に「安心でんしょばと^{※1}」と「エンペイ^{※2}」の登録用紙を配布します。児童クラブ利用開始までに登録の手続きをお願いします（前年度に引き続き児童クラブを利用する場合や、兄姉がすでに児童クラブを利用している場合は、手続きが不要の場合もあります）。

児童クラブ利用開始

※1 「安心でんしょばと」は、児童クラブ利用予定の登録、児童クラブへの入退室状況の通知、クラブからのお知らせ等の配信を行うアプリです。

※2 「エンペイ」は延長利用料金の請求・支払いに使用するLINEを活用した決済サービスです。

4 延長利用料金の請求・支払い方法について

児童クラブの延長利用料金の支払いには、「エンペイ byGMO」というLINEを活用した決済サービスを導入しており、1か月分の延長利用料金を翌月にまとめてお支払いいただきます。入会決定後にLINEの友達登録用紙を配布しますので、登録をお願いします(※1)。

エンペイ byGMOについて

■ 毎月LINEに請求メッセージが届きます。

エンペイLINE公式アカウントを通じて請求が届きます。請求明細や過去のお支払い履歴もスマートフォンから確認できます。



■ お好きな決済方法でお支払いください。

クレジットカードや、コンビニ、PayPayなど豊富な決済手段があります。

※コンビニ払いは1件330円の支払い手数料がかかります。各種ポイントを貯めることができます。



■ 安心・安全のセキュリティ

保護者のLINEアカウントが、サービス運営会社や施設側に知られてしまうことはございません。

お客様からお預かりした情報資産を、あらゆる脅威から保護するための情報セキュリティ管理に取り組んでいます。

LINE登録のお願い

IDとパスワードが記載された登録用紙からLINE登録をお願いします。



LINEをご利用されていない方やLINEの登録ができない方には、児童クラブより紙の請求書をお渡しします。

■ よくある質問

LINEの登録方法など、不明な点がございましたら、

「よくある質問集」をご確認ください。

よくある質問集は
こちらから



(※1) 下記の場合は新たにLINEの友達登録をする必要はありません。

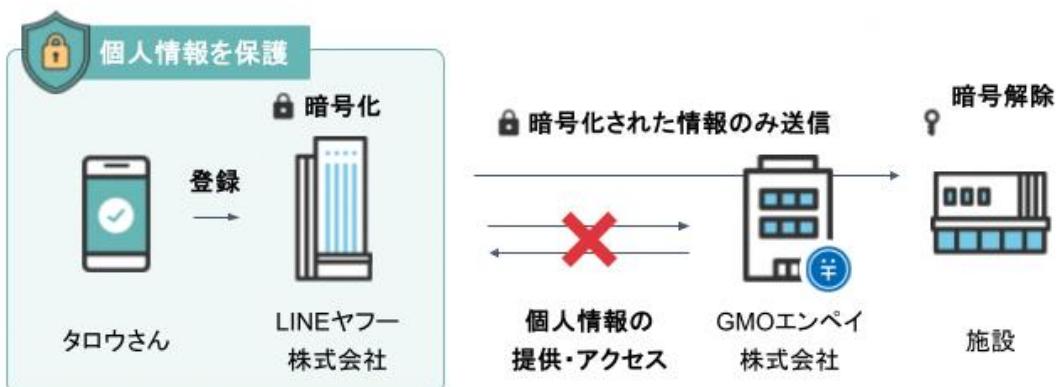
- ・複数年度にわたって児童クラブを利用しており、その間に一度も退会していない場合
- ・児童クラブの利用は初めてだが、兄姉がすでに児童クラブを利用しており、クラブの在籍期間が重なる場合

セキュリティについて

enpay byGMOは、GMOエンペイ株式会社によって、高いセキュリティ基準のもと、安全に運用されています。

LINE登録について

enpayはLINEヤフー株式会社へ個人情報を一切提供しておらず、LINEヤフー株式会社からenpayのお客さま情報にアクセスすることもできません。またenpay内で保持しているLINEの情報は暗号化されており、個人を特定できるものではありません。



決済情報について

クレジットカード情報などの個人情報・決済情報は**業界最大手の決済代行会社**にて厳重に管理されております。enpayと施設、LINEヤフー株式会社はお客様の個人情報・決済情報を見れません。



5 登録内容の変更

登録事項に変更がある場合や、児童クラブの利用要件を満たさなくなった場合は、下記のとおり期日までに児童クラブへ書類を提出してください。児童クラブの利用を開始していない場合も、入会決定通知書が届いている場合は提出が必要です。

該当事由	必要書類	届出の時期
勤務時間・勤務場所が変更となった場合	・放課後児童クラブ 利用変更届 ・就労等を証明する書類	
転職した場合		
家族構成が 変更となった場合	・放課後児童クラブ 利用変更届 ・就労等を証明する書類 (18歳以上の同居家族が 増える場合)	速やかに提出してください
住所・緊急連絡先が 変更になった場合	・放課後児童クラブ 利用変更届	
児童クラブを退会する場合	・児童クラブ退会届	退会を希望する日までに 提出してください

6 児童会館について

児童クラブ以外に児童が放課後に過ごすことのできる場所として、児童会館を開設しています。児童会館は児童が自由に利用できる遊びの場です。各年度の初回利用時は利用申込書の提出が必要ですが、2回目以降は利用票に記入すれば、開館時間内いつでもご利用いただけます。

放課後は学校から直接来館することはできません（一部地域を除く）。一度自宅に帰宅した後、来館してください。利用時は必ず内履きを持参してください。

児童会館を開設している施設は 10,11 ページの児童会館・児童クラブ一覧をご確認ください。

開館時間 (日曜、祝日、 12/28～1/4 を除く)	平日 短縮授業日	13：00～17：30
	長期休業日 土曜日 振替休業日	10：00～17：30 (12：00～13：00 は利用できません)

7 児童会館・児童クラブ一覧

令和7年4月1日時点

地域	児童会館	児童 クラブ	施設名	所在地	電話番号
長岡地域	○	○	関原児童会館(コミュニティセンター内)	五反田町950	080-5983-6344
	○	○	柄吉児童会館(コミュニティセンター内)	悠久町3-734	080-5983-6345
	○	○	希望が丘児童センター(コミュニティセンター内)	西津町2301-1	080-5983-6350
	○	○	大島児童会館(コミュニティセンター内)	緑町3-55-41	080-5983-6351
	○	○	大島第二児童クラブ(コミュニティセンター隣接施設)	緑町3-59-10	080-5983-6408
	○	○	川崎児童会館(コミュニティセンター内)	川崎6-2407-5	080-5983-7078
	○	○	川崎東児童クラブ(川崎東小学校隣接プレハブ)	川崎町671-1	080-5983-6409
	○	○	千手児童会館(コミュニティセンター内)	西千手2-5-1	080-5983-6413
	○	○	上組児童会館(コミュニティセンター内)	曲新町564	080-5983-6414
	○	○	上組第二児童クラブ(上組小学校隣接プレハブ)	豊詰町227	080-5983-6446
	○	○	大積児童会館(コミュニティセンター内)	大積町1-甲1083	080-5983-7079
	○	○	阪之上児童会館(けさじろ保育園2階)	今朝白2-9-28	080-5983-6447
	○	○	中島児童会館(コミュニティセンター内)	中島2-6-1	080-5983-6468
	○	○	福戸児童会館(コミュニティセンター内)	福戸町2606-1	080-5983-6469
	○	○	豊田児童会館(コミュニティセンター内)	豊田町5-1	080-5983-6484
	○	○	豊田第二児童クラブ(コミュニティセンター内)	"	080-5983-6485
	○	○	富曾龜児童会館(コミュニティセンター内)	小曾根町757-8	080-5983-6487
	○	○	富曾龜第二児童クラブ(ふそき公園敷地プレハブ)	新保町1399-3	080-5983-6488
	○	○	山本児童会館(コミュニティセンター内)	浦瀬町1072-1	080-5983-6496
	○	○	新町児童会館(コミュニティセンター内)	西新町2-2-24	080-5983-6497
	○	○	六日市児童会館(コミュニティセンター内)	中潟町728	080-5983-6728
	○	○	表町児童会館(コミュニティセンター内、表町小学校内)	中島5-7-7	080-5983-6553
	○	○	神田児童会館(コミュニティセンター内)	西神田町2-3-1	080-5983-6554
	○	○	宮内児童会館(コミュニティセンター分館内)	宮栄3-21-27	080-5983-6592
	○	○	宮内第二児童クラブ(コミュニティセンター分館内)	"	080-5983-6593
	○	○	新組児童会館(コミュニティセンター内)	福井町957-1	080-5983-6599
	○	○	宮本児童会館(コミュニティセンター内)	宮本町1-甲105-2	080-5983-6749
	○	○	川崎中央児童会館(コミュニティセンター分館内)	地蔵1-4-1	080-5983-6600
	○	○	桂児童会館(桂小学校内)	桂町8	080-5983-6750
	○	○	黒条児童会館(コミュニティセンター内)	黒津町373	080-5983-6604
	○	○	黒条第二児童クラブ(コミュニティセンター内)	"	080-5983-6605
	○	○	前川児童会館(前川小学校内)	前島町75	080-5983-6667
	○	○	石坂児童会館(石坂小学校内)	村松町2735	080-5983-6755
	○	○	山谷沢児童会館(岡南小学校内)	滝谷町143	080-5983-6756
	○	○	下川西児童会館(下川西小学校内)	花井町1019	080-5983-6758
	○	○	深沢児童会館(町内会施設)	深沢町3081-3	080-5983-6759
	○	○	才津児童会館(才津小学校隣接プレハブ)	才津西町2200子	080-5983-6668
	○	○	山通児童会館(コミュニティセンター内)	柿町650-4	080-5983-6672
	○	○	上川西児童会館(コミュニティセンター分室内)	下柳2-5-29	080-5983-6673
	○	○	十日町児童会館(コミュニティセンター内)	十日町1220-2	080-5983-6770
	○	○	四郎丸児童会館(コミュニティセンター内)	四郎丸1-11-20	080-5983-6675
	○	○	四郎丸児童クラブ分室(四郎丸小学校内)	四郎丸1-2-25	080-5983-6676
	○	○	青葉台児童会館(青葉台小学校隣接施設)	青葉台4-15	080-5983-6696
	○	○	日越児童会館(コミュニティセンター内)	宝地町753	080-5983-6697
	○	○	太田児童会館(コミュニティセンター内)	濁沢町482-3	080-5983-6771
	○	○	新潟大学附属長岡小学校児童クラブ(小学校内)	学校町1-1-1	080-5983-6727

地域	児童会館	児童 クラブ	施設名	所在地	電話番号
中之島	○		みづほ児童会館(みづほ保育園内)	中野西甲700番地	080-5983-7135
	○		中条児童会館	中之島中条丙16	080-5983-7136
	○	○	上通児童クラブ(中之島コミュニティセンター上通分室内)	中之島6105	080-5983-6827
	○		中之島中央児童クラブ(中之島中央小学校内)	鶴ヶ曽根1162	080-5983-6828
	○		信条児童クラブ(信条小学校内)	中条新田92	080-5983-6879
越路		○	越路ひだまり児童クラブ(越路児童交流会館内)	来迎寺1647	080-5983-6880
		○	越路ひだまり児童クラブ分室(越路保健センター内)	来迎寺3697	080-5983-6882
		○	越路るんるん児童クラブ(越路地域交流館内)	不動沢210-2	080-5983-6883
三島		○	脇野町児童クラブ(みしま交流センター内)	脇野町1140番地1	080-5983-6893
		○	日吉児童クラブ(日吉小学校内)	鳥越甲420	080-5983-6894
小国		○	おひさま児童クラブ(おぐにコミュニティセンター内)	小国町新町304-1	080-5983-6938
和島		○	和島児童クラブ(和島小学校内)	小島谷3545-1	080-5983-6952
寺泊		○	大河津児童クラブ(大河津小学校内)	寺泊求草1035	080-5983-6953
		○	寺泊児童クラブ(寺泊小学校内)	寺泊一里塚3890	080-5983-6957
柄尾		○	柄尾南児童クラブ(柄尾南小学校内)	上の原町1-18	080-5983-6958
		○	柄尾東児童クラブ(柄尾東小学校内)	柄尾原町4-3-1	080-5983-6977
		○	東谷児童クラブ(東谷小学校内)	柄堀53番地	080-5983-6978
与板	○	○	たちばな児童クラブ(与板ふれあい交流センター内)	与板町与板甲339-1	080-5983-7046
川口		○	川口児童クラブ(川口小学校内)	西川口1149	080-5983-7047
山古志	○	○	やまっ子クラブ(山古志体育館内)	山古志竹沢甲2837-1	080-5983-6937

8 よくある質問

No	お問い合わせ内容	回答
1	夜勤のある仕事に就いていて、児童の下校時間帯は在宅しています。児童クラブを利用できますか？	できます。 夜勤の場合は日中に体を休める必要があるため、児童クラブをご利用いただけます。
2	在宅ワークをしています。この場合、児童クラブの利用はできますか？	できます。 必要に応じて、収入の状況を証明する書類等の提出を求める場合があります。
3	現在の仕事を退職し、4月からは新しい仕事に就く予定です。入会申請はどのようにすればいいですか？	入会申請は申請時の状況について行うので、入会申請提出時点の就労状況をお知らせください。「入会決定通知書」の送付後に就労先が変わったら、速やかに「利用状況変更届」と「就労証明書」を提出してください。
4	産休・育休中は児童クラブを使えますか？	産休の場合は、出産予定日の産前・産後8週間は利用できます。この際「その他の理由の申立書」の提出は不要です。この期間以外に母の体調不良で子の見守りが難しい場合は、「その他の理由の申立書」を提出していただき、利用は可能です。 育児休暇中は児童の下校時に子どもの見守りが可能とみなすことから、原則利用できません。
5	現在は無職ですが、4月からの仕事が決まっている場合、入会申請はどのようにしたらいいですか？	市の様式の「その他申立書」に就労状況予定を記載のうえ、入会申請をしてください。就職が決まり次第、就労先から「就労証明書」を作成してもらうとともに、「利用状況変更届」の提出をお願いします。

No	お問い合わせ内容	回答
6	現在求職活動中ですが、仕事が決まり次第、新年度の児童クラブ利用を希望しています。入会申請はどのようにしたらいいですか？	就職が決まってからの途中入会も可能ですので、その時点で手続きをして下さい。 現在、職業訓練校に在学する等して求職活動をしている場合は、その学校発行の「在籍証明書」と、市の様式の「その他申立書」を添付して入会申請を行ってください。入会審査はこれを元に行いますが、就職が決まり次第、就労先から「就労証明書」を作成してもらうとともに、「利用状況変更届」の提出をお願いします。就職が決まっていない場合は、利用できないことがあります。
7	就労証明書は長岡市指定の様式でないとだめですか？	児童クラブの入会申請では、以下の就労証明書を有効とします。 ①児童クラブ入会申請用の就労証明書 ②保育園入園申込用の就労証明書 ③勤務先企業独自の就労証明書 ④学区外就学申請時の就労証明書 ②④についてはコピーも可とします。
8	祖父母がシルバー人材センターに登録していますが、依頼のあった日だけ単発で仕事をしています。この場合でも児童クラブに登録できますか？	できます。シルバー人材センターに発行してもらう「就労証明書」のほか、「他の理由の申立書」に「シルバー人材センターの依頼により、仕事をする日があるため」と記載して提出してください（シルバー人材センターに登録し、派遣で仕事をしている場合は、シフト表の添付でクラブの登録が可能です）。
9	同居の保護者がファミリーサポートの提供会員として働いています。この場合児童クラブを利用できますか？	有償・無償にかかわらず、ボランティア活動のために児童クラブに子どもを預けることはできません。放課後は自宅でお子様の見守りをお願いします。
10	子どもの迎えをファミリーサポートセンターの人にお願いしていいですか？	いいです。ただし、事前に必ず、保護者から児童クラブ職員にその旨を伝え、共有してください。

《児童クラブ利用に関する確認事項》

↓ チェック をつけながらご確認ください。

- 児童の育成支援について、児童クラブ職員との連携・協力をお願いします。
- 児童クラブは、児童の生活状況等に関し、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有を行います。
- 次のような場合は、登録を取り消す場合があります。
 - ・保護者が就労等を行わない状態になる等、児童クラブ利用の要件を満たさなくなったりした場合
 - ・保護者が虚偽の申し込みを行った場合
 - ・保護者が正当な理由なく延長利用料金などを滞納した場合
 - ・児童が自力で学校から児童クラブに登館することが難しい場合
 - ・支援員等が人的・物的配慮を行っても、他児に危害を与えたリルールを守れなかったりするなど、集団生活を送ることが困難と判断される場合